

## 議会運営委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 6月18日（水）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

|       |         |           |
|-------|---------|-----------|
| ○出席委員 | 委 員 長   | 赤 羽 直 一   |
|       | 副 委 員 長 | 落 合 信 太 郎 |
|       | 委 員     | 小 堤 修     |
|       | 〃       | 石 井 め ぐ み |
|       | 〃       | 金 澤 克 仁   |
|       | 〃       | 佐 藤 隆 治   |
|       | 〃       | 入 江 洋 一   |
|       | 〃       | 遠 山 智 恵 子 |

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員 なし

|             |                 |           |
|-------------|-----------------|-----------|
| ○職務のため出席した者 | 議 長             | 岩 澤 信     |
|             | 議 会 事 務 局 長     | 前 野 拓     |
|             | 議 会 事 務 局 次 長   | 蛭 原 康 友   |
|             | 議 会 事 務 局 長 補 佐 | 小 笠 原 一 裕 |

○調 査 事 件 （１）令和7年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について  
（２）取手市議会基本条例の検証について  
（３）その他

○調査の経過

午前10時 分開議

○赤羽委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達しているので、会議は成立します。ただいまから議会運営委員会を開会します。次に、本日の会議の映像は、市議会YouTubeサイトでライブ配信します。それでは、協議事項に沿って会議を進めます。

最初に、令和7年度第1回市民との意見交換会における御意見・御要望についてを議題といたします。議会運営委員会へは8項目の御意見がございました。調査を行う項目については、振り分けられた委員会で5項目程度にピックアップした上で、委員全員で調査し、回答を作成することとされました。本日の8項目の中から、調査する項目を5項目程度ピックアップし、それを委員全員で調査し、回答を作成したいと思います。協議のため、休

憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。休憩中の協議の結果、当委員会においては3番、4番を1つの項目、失礼しました。もとい、2番、3番を1つの項目、それから5番、それから7番、8番について、委員会として調査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 ただいま決定した事項について、それぞれ1項目ずつ協議いたしましたが、回答の案文については、正副委員長にお任せいただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 続いて次第の2、取手市議会基本条例の検証についてです。各会派から検証が必要な項目について、配付資料のとおり報告がありました。初めに各会派ごとに挙げていただいた内容について報告していただき、その後報告に対する質疑応答を行いたいと思います。それでは報告をお願いいたします。まず、創和会。

金澤委員。

○金澤委員 金澤です。創和会では2つについて提出をさせていただきました。1つ目が第19条、議会図書室の充実ということでございますが、今現在このタブレットが導入されておりますので、条例が自体が必要かどうかということで提案したんですけれども、ただこの議会図書室に関しては、昭和58年に定めた、それとは別に取手市議会図書室管理規程というのがあるので、それとも照らし合わせて、検討してはどうかということでございます。次に20条、議会広報の充実です。これは条例を変えるとか見直すというよりは、ユーチューブで今現在様々な会議の内容が見れますけれども、今現在でも事務局の御尽力によって細かく、ある程度、例えば午前中とか午後に2つに区切ったりとかやってるんですけれども、議員個人個人で分けて、そしてそのQRコードですぐ飛べるようになれば、この広報として充実できるんじゃないかというところの御提案と受け止めていただければと思います。以上です。

○赤羽委員長 次に、みらい・維新・国民の会。

入江委員。

○入江委員 みらい・維新・国民の会では、第3条、議会は議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、というところを提案させていただきます。説明につきましては、かなり詳しく、タブレットに登載しておりますので、簡単に言いますと、議員の質疑のときに、質疑は――所管委員会による本会議の質疑は、慣行上慎むことが望ましいという姿勢が示されていますが、これ強制力がないので、その辺について、ちょっと御協議をしていただきたいと思います。その理由としても、議会は常に公平性及び透明性を確保し、議会活動の活性化を図るものとする。公平性の確保という部分で、所属委員会の議員が本会議で質疑して、また委員会で質疑するということは、それなりの時間を質疑の時間に費やせるけど、ほかの所属委員会でない議員は、委員会でしか質疑ができないと。そう

するとその辺、不公平なのではないかという見解です。

次の第3条の5号、市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。これは——これも詳しくタブレットに登載されておりますので、同一議案に対して、複数の議員が趣旨の重複する質疑を繰り返して行う場面が見受けられますので、執行機関がその内容を——同趣旨の内容を、答弁が繰り返される状況となっております。それによって議論の新たな深まりや、政策提言の発展に必ずしもつながっていないという実態がありますので、その辺の改善をちょっとご協議頂ければと思います。

もう1点が、現在取手市議会では1日1委員会制、ましてインターネット、オンデマンド配信なども行われておりますので、最終日、本会議での委員会報告——委員会報告は、今まで形式的にやっているような感じなので、それを本会議における委員会報告は原則として行わないこととする方向で考えております。一部事務組合の報告も、報告書をタブレットに登載してるだけで、省略しておりますのでそれと同じようにできればと思っています。ただし委員長報告に対してどうしても必要が、質疑が必要な場合は事前に疑義の内容を明確にして、議長に対して発言の許可を求める手続を行ってからできるということです。はい。以上です。

**○赤羽委員長** ありがとうございます。続きまして公明党。

落合委員。

**○落合委員** 3点です。第14条第1項は確認という意味で、また再掲させていただきました。第17条なんですけれども、これちょっと大津市議会さんのほうをちょっと参考にさせていただいて、今もお隣の龍ヶ崎市さんなんかとコミュニティバスの広域連携なんかも取り組んでいるところもあるんですけれども、今やっぱり少子高齢化ですとか、様々な複雑化・多様化している課題について、近隣市町村とですね、広域連携を図ってですね、課題解決に議会としても、協力して取り組んでいけたらというふうに思って掲載させていただきました。あと20条ですけども、現在の事務局職員さんの御尽力によりましてですね、見やすいホームページ掲載していただいているんですけども、もう少し我々のほうも見やすい、検索しやすいホームページ、取り組んでいけたらと思って掲載させていただきました。以上でございます。

**○赤羽委員長** ありがとうございます。

次に日本共産党、遠山議員。

**○遠山委員** 遠山です。私たち共産党としては、とにかく議会基本条例、これをもっともっと活かすという立場で、改めて、条例改正するという、その辺はどうなのかなということですね、ちょっと、あまり考えてない——考えてないというかむしろ、基本条例の中身をもっと活かして、活発に言論の府としての議会として、活発に活用すべきだという立場です。それで、昨年というか、前回の議運の皆さんが検証していただいたというところで、同じ、第3条の第3号の点で、市長その他執行機関との——いわゆる市長との自由かつ達な討議が行われていないということで、その辺、先ほどね、意見交換の中でも、市民の方から、市長の答弁ってないんですかということでありましたけど、そこにもつながるなって私たちは受け止めてるんですけどね。もっと市長に出番をつくってもらいたいという形

の意見交換議会ともやれないものかということで、ちょっとその点だけは指摘したいなっという立場から、ここ入れました。

○赤羽委員長 ありがとうございます。次、無会派クラブから。

佐野委員。

○佐野委員 私たちからは、まずすいません提出しましたタブレット上の記載で15条について条文が、理由とちょっと一緒になってしまっているの、この条文のところは本来、会派代表者会議について必要な事項は取手市議会会派代表者会議規程で定めるものとする、というところが条文になっておりましてこれ、記載ミスであります。申し訳ございませんでした。今回、この課題は2年前にも一度検証をお願いした経緯はあります。残念ながら当時明確な改善にはつながらなかったのですが、今回改めて、検証をお願いいたしまして、決して、過去の蒸し返しということではなくて、未来の議会の建設的な問い直しという位置づけで提出させていただいた経緯です。しかしながら、今みらい・維新・国民の会からの検証の理由などは、本当、本当に建設的ですので論理的に出されてまして、それにちょっと比べて、私たちのほうはちょっと干渉的な部分で、少し詰めが甘かったかなというきらいは感じております。ですが、もう一度、時期がたっているということで、委員の方のお顔ぶれも変わり、個々の方々からのまた御意見などもちょうだいしつつ、検証を再度お願いしたいというところで提出させていただきました。理由につきましてはタブレット記載にあるとおりです。何か御質疑ありましたらお問合せください。よろしくお願いいたします。

○赤羽委員長 報告が終わりました。

佐藤委員。

○佐藤委員 これは今日、全部議論するわけじゃなくて、会派持ち帰りになるんだと思うので、会派の中で勉強するときの情報共有ということで、確認を何点かさせていただきたいと思います。まず、みらい・維新・国民の会から出されました委員長報告に対してなんですけれども、この委員長報告を原則として行わないというのは、先ほど入江委員さんからお話ありました1日1委員会を開いていることで、委員の――議員の皆さんは必ず全部を見れることになってるからこそ、委員長の報告は今後、ある程度、省略できるだろうというような観点だと思うんですけれども、それは委員会ちゃんと自分で見てるから報告は要らないだろうということですけども、一般の市民の方からすると、議案とか、何かに対しての最低限な委員長報告というのが、あるべきかないべきとかそういったところの議論と、あと仮に、委員長報告する際に今まで、何て言うんすかね、かいつまんでやるのがあまり意味のないように聞こえてるのかそれともかいつまん――まず概要だけでもやればある程度分かりやすいのかとか、その辺の考え方をまず教えていただきたいと思います。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 我々議員同士は1日1委員会なので、各委員会の傍聴もできると思いますし、市民の皆さんに対しては、ユーチューブ等インターネット配信しておりますので、それで、御興味のある方は見ていらっしゃると思います。興味ない人は見てないし、本会議でこう

いうのやってるというのも全然知らない市民の方も多々いるかと思います。それで、あそこで報告しなくとも、書面にて広域機関ですか——常総広域だとか、下水道だとか、紙面で提出してますよね。それでも用は足りるのではないかと思います。

○赤羽委員長 はい。いいですか。はいそのほか…

○落合委員 まだ続き、ありがとうございます。基本的なことは理解できましたんで、また分からないとあったら、また個別にお尋ねしたいと思います。2つ目が公明党さんの17号の議会の機能強化の手法として広域化、行政課題——複雑・広域化する行政課題について、他の地方公共団体との連携ということで、例えば今、コミバスの話とか共有とかあったと思うんですけど、これはどうやってるかっていうのは、どこも分からないじゃないですか。自分たちの悩みをどこかと例に挙げるときに、相手側のほうの受入れとか、例えばこの広域でそういう課題をみんなで取り上げてた場合は、共有できると思うんですけど。そういった場合のアプローチの仕方とか、そういうのはどんなふうやっていくのかなっていうところがちょっと気になったんですけど、その辺の向こうのやってることも分かるというのはどんなふうにお調べしたりすればいいのかなっていうところ。

○赤羽委員長 落合委員。

○落合委員 確かに共通、今現段階ですとこちら側からのちょっと、アプローチというあれなんですけれども牛久沼みたいな、5市での共同の目的ですとかあれば、スムーズに行くかと思うんですけれども、今後は、取手市としても桑原地区のいろんな問題があって、またあと、病院バスがつくばみらい市さんのほうから来ているですとかですね。そういった広域で、取り組んでいくような課題をちょっと提案をして、その辺はまだこれからという感じなんですけれども、そういったテーブルがあれば、今後、様々な、いろんな多様化する、複雑化する問題に対応していけるんじゃないかなと思ひましてちょっとその取っかかりとして、入れさせていただきました。

○赤羽委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○佐藤委員 あともう1点、無党派クラブさんの第3条第2号の市長提出議案の審査に重点が置かれている一般質問項目を取り上げて、委員会等で政策提案につなげることの必要性っていうのは、例えば今、一般質問をされる方がほぼ全員に近い状況の中で、どれも、それぞれが、一般質問は市政に関わる重要なことだというふうな認識になるので、全部を見ていかないといけなくなる。どこをどうピックアップしたり、それを委員会で揉むというふうにとまとめられるのか、そういったことが委員会でやった場合には相当な時間と労力とそして選別が必要だと思うんですけど、そういったところはどのように考えてこのようなお話になったのか、お尋ねします。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 今の質疑にお答えします。確かに全部審査、審議するとなるとやっぱり大変な時間かかる、労力もかかるということは認識しております。この辺のチェック体制というか、提案をチェックするという形をどうつくっていくかというところからですね、やはりちょっと考えていきたいなというところ。全く、委員会や政策提案につながっていない、全くできてないということではなく、やっぱりより一層政策に提案につなげていくという、

これをどうすればいいか、一般質問とつなげていくかということをやっと提起したいと思って提出させていただきました。

○赤羽委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 理解できました。

○赤羽委員長 そのほか。

金澤委員。

○金澤委員 詳しくはまた後日、会派に持ち帰った後に、この議運でやるということなのでちょっと僕も佐藤委員と同じく、少し材料にしたいので何点かお尋ねをいたします。まずみらい・維新・国民の会の入江委員に最初に出てきたところなんですけれども、私もやっぱりその本会議での質疑と委員会での質疑というのは分けるべきだと考えは同じです。本会議の下審査機関として常任委員会が存在するわけであって、当然そこに出席する説明員の方も分かれるので、そこはちゃんと分ける必要があると思うんですけれども、1番下のところで、公平性を制度的に担保するために云々とあって、ルールを明文化を提案しておくというふうにあるんですけれども、これを具体的に基本条例の中か委員会会議規則なのか分かりませんが、そこに明文化するという提案でよろしいでしょうか。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 皆さんで御協議していただいて、明文化できればいいと思って提出しました。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 分かりました。次に無会派クラブさんの中の、まず1つ目が第3条第3号のほうの課題等の中で、ちょっと僕も何度か読んだんですけれども、よく意味が理解できないんですけれども、この課題をちょっともう少しみ砕いてどういうことをおっしゃってるのかご説明願えますでしょうか。

○赤羽委員長 佐野委員どうぞ。

○佐藤委員 3条3号、会派での討議を行った結果になっており市民の…

はい。これに関しては、意思決定に当たって、議員間とか市長など等の自由かつ達な討議を通して論点を明らかにして合意形成をしていただきたい。この自由活発——かつ達な討議になっていないということに関しては、異なる意見を拾い上げて表明できる環境ですとか、意見交換が形式的なことではなく、自主的に行われているかどうかの検証ですとか、議論を通して立場の違いとかを明らかにして、納得と合意を目指す過程、いわゆる、全てにおいての合意形成を多様な意見のすり合わせとして結論を導くというような考え方なんですけど、現在そういったことの、まだちょっと至っていないんじゃないかというふうな思いで書かせていただきました。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 討議というところと討論というところがあって、今現在、委員間での討議は委員会で行っておりまして、必要があればおとといの福祉厚生常任委員会でも委員間討議が活発に行われて、それを基に条例の付帯決議まで作成するに至りました。本会議では、討議というより討論を行うという形で議会運営してるんですけども今、あくま…

〔「補正予算」と呼ぶ者あり〕

○金澤委員 （続）補正予算、失礼しました。もとい、訂正します。条例じゃなく補正予算での付帯決議。はい。ここ書いているのは討議ということなので、これは委員会での話をさせているということですのでよろしいですか。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 そう認識しております。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 ありがとうございます。もう1点、議案——議案じゃない、失礼。第8条第1号から第7号についてですね。該当してるのに、議長、委員長に質疑の変更や取下げを求められることがあるっていうところなんですけれども、これもちょっとよく分からないので、説明を願います。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 お答えします。これにつきましては、うちの会派長から出されたもので、今までの経験というところで書かせていただいた部分があります。認識の違いというんですかね、やっぱりその質疑に対する認識の違いっていうのが判断がちょっとこちら側としては不明瞭で、それが正しいか、正しくないのか、変更が取下げを求められたことに関して、基準がちょっと不明瞭であったりするところがありますので、やっぱりその判断基準だとか、認識の違いみたいなものを、ちょっと明瞭化していただくほうがいいかなという点において書かせていただいた次第です。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 まさしく例えば、議員間、そして議長だったり委員長といろいろ自由かつ達な議論を通して、質疑の形を変えるとか、角度を変えるとか、時にはこれはこの場にはすぐわない質疑だとか意見だとかいう形で取下げというのは、その部分はまさしくそういうそういった中で生まれてくるものだと思うんですけれども、そういうものも、何というか、否定するというか、では違うということですか。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 否定しているわけではありません。はい。その判断に対する明瞭性というか、ちょっと質疑する側等が分かりやすく、判断基準みたいなものを明示していただきたい。明示していただく上での委員長判断、議長判断ということであれば、それは正し——それはそれでいいと思うんですけれども、その辺が少し曖昧になっていて、各委員長判断の温度差というか違いが出てきたりする形なので、別に否定ということではなく、明瞭性をもう少しあきらかというか、分かりやすくしてほしいということで、単純な形…

○赤羽委員長 そのほかありませんか。はい。それでは、本日共有した情報、各会派に持ち帰っていただき、次回の委員会で、どの項目の検証を行うか協議したいと思います。各会派で本日の報告質疑応答の結果を参考に検討をお願いいたします。続いて次第の3、その他です。初めに、委員派遣の視察報告書の諸般の報告での報告についてです。現在、諸般の報告において、会議規則第167条第1項の規定に基づく、議員派遣の件と、委員会が行った行政視察報告の件の報告文書については、配付資料として報告を行っております。一方、会議規則第106条の規定に基づく、委員派遣については諸般の報告において報告

が行われておりません。議員派遣委員会の行政視察、委員派遣とともに、視察報告書の提出を必須となっておりますので、委員派遣についても、視察報告書は議長あてに提出されています。諸般の報告の充実の観点からも、委員派遣の視察報告書を報告の対象としていいと伺いますが、このことについて皆さんの御意見はございませんか。ちょっと休憩してくれる。では休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。

今、御説明した件で皆さん意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 それでは、なしと認め、そのように決定させていただきます。

委員派遣の視察報告書について、次の定例会から諸般の報告で報告の対象とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、委員派遣の視察報告書について、諸般の報告で報告対象とすることに決定しました。

次に、宮和田小学校からの依頼についてです。宮和田小学校より6年生の総合学習の時間で、「取手市が人口9万人を切られるようにするためには」をテーマに、議員の皆さんと共同で事業を行いたいとの申出がありました。具体的には5名程度の議員の方に、7月から来年2月にかけて、複数回小学校に訪問していただき、児童の皆さんとテーマに沿った調査や、資料のまとめ、発表までのサポートをしていた頂きたいとの依頼でした。

宮和田小学校からの依頼について御意見ございませんか。

事務局どうぞ。

○小笠原議会事務局長補佐 依頼の内容について説明させていただきます。具体的には、対象が6年生——宮和田小学校の6年生の2クラス、43名の生徒さん——児童さんが対象になりまして、総合学習の時間の科目として、ただいま委員長のほうから説明のあった内容で、議員の方と一緒に事業を進めていきたいということの申出でございます。初回が7月という形で今、御依頼が来てるような状況なんですけども、その後、10月、11月、2月ぐらいに議員の方に学校に行ってくださいまして、生徒さんたちが意見をまとめる段階にいろいろと御意見を頂きながら、一緒に意見をまとめていけたらという形での御依頼の内容でございます。以上です。

○赤羽委員長 岩澤議長。

○岩澤議長 私もこの宮和田小学校のお話を事務局のほうから伺いまして、今回この5名程度ということで、この5人をどのように選んだらいいかなというのを事務局とあらかじめお話しさせていただきました。例えば意見交換会とかの例をとると、各常任委員会から代表してとか、あとは各会派から代表してという方法で5人を選定する方法もあるのかなと思ったんですけど、私の考えとしては、小学6年生なので、できるだけ小学生に年齢が近い方のほうがよろしいかなと思いました。



ですので、1回に限らずこれ何回も、児童さんの6年生と話し合いをするので、年齢の若い方、お父さんお母さんに近い年齢の方のほうが、小学生も、なじみやすいかなというか、回数を重ねるに当たって、議員さんとの触れ合いというのがより身近に感じるのかなと思いましたので私の案としては、年齢の若い方を5名選出していただければなと思いますので、それについては……。それで、私今ちょっとね、この年齢若い順というか、5名をちょっと見てたんですが、関川議員、長塚議員、杉山議員、本田議員、金澤議員。この5名が若い順に言いますとこの5人なんですが、またこの5名の中で、もしどうしてもちょっと都合が悪いとかっていうのであれば、そこはまたお話し——メンバーチェンジというか、できればいいと思うんですが、まずはちょっとそういうような私の案を皆さんで協議していただければと思います。

○赤羽委員長 それについて何か御意見ございませんか。

お諮りします。宮和田小学校からの——詳細については別にして、宮田小学校からの依頼を受け入れることについて、賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、宮和田小学校からの依頼を受けることに決定しました。

次に、参加していただく議員については、議長の提案のとおり、年齢の若い議員ということに、原則としての？協力？としたいと思いますが、この人選については、議長にらせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 では、それに決定します。賛成の方挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。では、そのように決定させていただきます。

入江委員。それについて宮和田小学校との件について一つ聞きたいんですが、ほかの議員が傍聴に行きたいとかはどうなのでしょう。

事務局どうぞ。

○小笠原議会事務局長補佐 今のところ5名の方という形で御指定があります。傍聴——ほかの方が何名か行かれることについて、受け入れるかどうかはちょっと学校さんに確認しないと、今のところ分かりませんので、後日確認させていただいた上で回答させていただきたいと思います。

○赤羽委員長 よろしいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 ないですね。

では次に、議会災害対応訓練についてです。令和3年2月、大地震の発生を想定し、ICTを活用した災害対応訓練を行いました。その後、全国各地では、大地震や大雨などの災害が発生し、令和5年6月には当市においても、双葉地区において大雨による大きな被害が発生するなど、議会としても災害への備えが必須となっております。議長からもお話

があり、今年度中に議会災害対応訓練を実施したいと考えますが、これに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

それでお諮りします。本年度、議会災害対応訓練を実施することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって本年度、議会災害対応訓練を実施することに決定いたしました。

そのほか、議長や委員から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 事務局から何かありませんか。

蛭原次長

○蛭原議会事務局次長 議会事務局の蛭原です。そうしましたら、災害対応訓練のほうを行うということで、今、議会運営委員会の皆様のご了承承りましたので、詳細について今後どういった想定で訓練をやっていくかとか、参加——なるべく多くの議員さんが参加可能な日時を調整して行っていきたいと思います。また、詳細のほう——案のほう決まりましたら、議会運営委員会のほうで御報告して、御協議を頂ければと思っておりますよろしくをお願いします。

○赤羽委員長 事務局の説明が終わりました。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 すみません。続けて事務局のほうからお話をさせていただきます。議員さんだけにお配りされている資料のほうを御確認を頂ければと思います。議員研修会のことについての御提案になります。こちら東京都の多摩市議会さんと狛江市議会さんから了承を得まして、こちらの資料を配付させていただきました。今年度、議員研修会、まだ開催してないんですけれども、予算としては30万円確保してございます。年1回から2回程度研修会は実施可能かなというふうに考えております。1回目の研修の内容としては、著作権を学ぶということでやってはいかがかなということでの御提案です。資料のほうを見ていただきますと多摩市議会さんのほう、議会のほうで——議員さん方のほうで著作権のことについての課題意識というのがあって、研修会をやりましたという内容になっております。これは平成5年度に行われたものになっています。

〔発言する者あり〕

○蛭原議会事務局次長 ごめんなさい。令和5年度です。失礼しました訂正いたします。2番目の狛江市さんのほうですね。こちらは令和6年度に著作権の研修を行いましたという形です。講師はいずれも弁護士の先生がやってらっしゃるということで、取手市議会においても、同じような形で著作権についての研修をやってはいかがかなということでの御提案です。議員の皆様方で御協議を頂ければと思いますよろしくをお願いします。

○赤羽委員長 事務局の説明が終わりました。何か御意見ございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 このきっかけがやっぱり、あったようなんですよね。著作権に関わるような、事例があって、こういった研修につながったというふうに、中に入ってる——あるのですね、理解してるんですけど。今回、この件を否定するわけではないんだけど、私としては、先ほど基本条例の検証をやろうということもあって、3月でしたっけ、マニフェスト研究所で、研修会議があって、私、受講したんですよ、2日間。それで、そこで基本条例の検証ということで、栗山市がね、北海道……。町か。栗山町が基本条例を全国で、初めて、つくったというところで注目を浴びたところなんですけど、いや、丁寧に丁寧に何回も検証して直したり何したりということで、すごいなと、受け止めたんですけど、そういったこともあって、ちょっとマニフェスト研究所のほうに、何か改めて、この基本条例についてというところで……。それを希望したいなということもあるということ、言いたかったの。著作権のこれも分かってはいるんだけど、この取手市議会でも今直接、関わっているとか何かあった、問題起きたということであればいいんだけど、そうじゃなくてそれよりも、基本条例。議会運営全体に関わるということではマニフェスト研究所のほうでちょっとお願いできたらいいなあと思っていたので、ぜひこの機会に、検討していただきたい、提案。

○金澤委員 遠山委員の言うこともよく分かるんですけども、こういうものは、何か起きる前にこういう研修をしておくというのも重要だと思いますので、もちろん議会基本条例の検証というのは、定期的に行っていくっていうのも我々やってますし、必要があればその時随時様々な講師の先生とかを呼ぶっていうのもあると思いますので、今回は何かある前にね、せっかく岩澤議長がこういう研修会を見つけてきてくださったので、この著作権を学ぶのも一つかなというふうに思います。

○赤羽委員長 そのほか意見ございませんか。

入江委員。

○入江委員 私も金澤委員の意見に同感です。あとこれ、予算的にはどのぐらいかかるんですか。

○赤羽委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 研修会の予算ということで今年度30万円、確保してございます。昨今、研修会の報酬などもちょっと上がってますので、年1回か2回程度実施できるのかなというふうに考えております。以上です。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 いや、この研修でどのぐらいの予算がかかる。

○蛭原議会事務局次長 はい。よろしいでしょうか。

○赤羽委員長 はい。

○蛭原議会事務局次長 議会事務局の蛭原です。弁護士さんへの依頼という形になりますので、それなりの費用がかかるので、具体的な金額まではちょっとこれ、先方さんには聞いてないんですけども。はい。そのような形で考えて予算の中には間違いなく収まるだ

ろうと考えております。

○赤羽委員長 よろしいですか。

○入江委員 はい。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 私もこの研修会で賛成なんですけど、年に1回から2回ということだと、取りあえずこれを開催するめどはいつ頃なんですか。

○赤羽委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 1回目の研修会については夏頃、遅くとも10月ぐらいまでには行いたいかなというふうに考えています。はい。

○赤羽委員長 よろしいですか。そのほかありませんか。はい。それでは事務局の説明する——説明のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがってそのとおり決定いたしました。そのほかありませんか。

○赤羽委員長 なしと認めます。

それではお疲れさまでした。これで議会運営委員会を閉会します。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 \_\_\_\_\_